

改正案

（社債等の振替に関する法律の一部改正）
 第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（中略）

目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に改め、「第二百一十一条」の下に「第二百一十一条の二」を加え、「第二百一十三条」を「第二百一

「第七章 株式の振

- 第七章 株式の振
- 第一節 通則
- 第二節 振替口
- 第三節 振替の
- 第四節 会社法
- 第五節 雑則
- 第八章 新株予約
- 第一節 通則
- 第二節 振替口
- 第三節 振替の
- 第四節 会社法
- 第五節 雑則
- 第九章 新株予約
- 第一節 通則
- 第二節 振替口
- 第三節 振替の
- 第四節 会社法
- 第五節 雑則
- 第十章 投資口等
- 第一節 投資口
- 第二節 協同組
- 第三節 特定目
- 第四節 特定目

「三」に、「第七章 雑則（第二百二十八条 第二百三十六条の二）」を

「第二百二十八条 第二百三十六条の二」を

現行

（社債等の振替に関する法律の一部改正）
 第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（中略）

目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に、「第七章 株式の振替」を「第七章 株式の振替」に改め、「第二百一十一条」の下に「第二百一十一条の二」を加え、「第二百一十三条」を「第二百一

「第七章 株式の振替」

- 第七章 株式の振替
- 第一節 通則（第二百二十八条）
- 第二節 振替口座簿（第二百二十九条）
- 第三節 振替の効果等（第二百四十八条）
- 第四節 商法の特例（第二百五十八条）
- 第五節 雑則（第二百六十九条）
- 第八章 新株の引受権の振替
- 第一節 通則（第七十条・第七十一条）
- 第二節 振替口座簿（第七十二条）
- 第三節 振替の効果等（第八十条）
- 第四節 商法の特例（第八十九条）
- 第五節 雑則（第九十二条）
- 第九章 新株予約権の振替
- 第一節 通則（第九十三条）
- 第二節 振替口座簿（第九十四条）
- 第三節 振替の効果等（第二百一十三条）
- 第四節 商法の特例（第二百一十三条）
- 第五節 雑則（第二百一十八条）
- 第十章 新株予約権付社債の振替
- 第一節 通則（第二百一十九条・第二十一条）
- 第二節 振替口座簿（第二百二十条）
- 第三節 振替の効果等（第二百三十一条）
- 第四節 商法の特例（第二百四十三条）
- 第五節 雑則（第二百四十九条）

「第二百二十八条 第二百三十六条の二」を

「第二百二十八条 第二百三十六条の二」を

関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替（第二百五十六條 第二百六
法による組織変更等に係る振替（第二百六十三條 第二百六十九條）

引法による合併に係る振替（第二百七十條 第二百七十五條）
の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百七十六條）

第二百七十七條 第二百八十七條）
第二百八十八條 第二百九十七條）

條 第二百三十二條）
三條 第二百四十二條）
條 第二百四十八條）

條 第二百五十八條）

資の振替（第二百五十九條 第二百六十五條）

振替（第二百六十六條 第二百七十四條）

資引受権の振替（第二百七十五條 第二百七十七條）

の引受権の振替（第二百七十八條 第二百八十一條）

債の振替（第二百八十二條 第二百八十五條）

引受権付特定社債の振替（第二百八十六條 第二百八十九條）

関する法律による組織変更等に係る振替（第二百九十條 第二百九十三條）
に係る振替（第二百九十四條 第二百九十六條）

る振替（第二百九十七條）

れるべき権利の振替（第二百九十八條）

（二百九條）

十九條）

に改める。

に改める。

十二條）

(中略)

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十四号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第十九号及び第二十号に掲げるもの」に改め、同項に次の十号を加える。

十二 株式

(削る)

十三 新株予約権

十四 新株予約権付社債

十五 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資

十七 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資

(削る)

十八 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

十九 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債

二十一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするのが適当であるものとして政令で定めるもの

第三条第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同項第三号中「若しくは保管振替法又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同項第四号中「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に、「これらの」を「この項の」に、「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に、「前号に規定する法律」を「この法律」に改める。

(中略)

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十

(中略)

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十五号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第二十一号及び第二十二号に掲げるもの」に改め、同項第十一号の次に次の十二号を加える。

十二 株式

十三 新株の引受権

十四 新株予約権

十五 新株予約権付社債

十六 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資(旧資産流動化法に規定する優先出資を含む。)

十九 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

二十一 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十二 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債

二十三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするのが適当であるものとして政令で定めるもの

第三条第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同項第二号中「若しくは保管振替法又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同項第三号中「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に、「これらの」を「この項の」に、「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に改める。

(中略)

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十

十六条第三号において準用する場合を含む。）、又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

第十二条第二項を次のように改める。

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百三十三条第一項及び第三項、第百七条第一項及び第四項、第百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十條第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

（中略）

第十九条を次のように改める。

（事故の報告）

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百三十三条第一項、第百七条第一項、第百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、若しくは第二百十條第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百四十三条第一項、第百八条第一項、第百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十

十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十條第二項若しくは第二百十一條第二項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しくは第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

第十二条第二項を次のように改める。

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百三十三条第一項及び第三項、第百七条第一項及び第四項、第百五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項及び第三項（第二百八十条第一項及び第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

（中略）

第十九条を次のように改める。

（事故の報告）

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百三十三条第一項、第百七条第一項、第百五十三条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、若しくは第二百三十八條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合

五条第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十條第一項（第百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百一十一條第一項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（中略）

第四十八條中、「第八條第二項及び第三項」を削り、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第八條第一項の項中、「第八條第一項」を「第八條」に改め、同表第十二條第二項の項中「第百二十條から第百二十二條まで」を「第百二十條、第百二十一條、第百二十二條」に、「及び第百二十七條」を「第百二十七條及び第百七十六條第一号」に、「又は第百七十七條第一項及び第四項」を「第百七十七條第一項及び第四項、第百四十五條第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九條第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十條第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）」に改め、同表第三十三條の項を削り、同表第八十九條第二項の項の次に次のように加える。

（中略）

第四十八條の表第二百二十九條第一項の項中「第百二十九條第一項」を「第二百七十八條第一項」に改め、同表第三百一十一條の項中「第百三十一條」を「第百八十一條」に改め、同表第三百二十二條第一項第一号の項中「第百三十二條第一項第一号」を「第百八十二條第一項第一号」に改め、同表第三百二十二條第一項第二号の項中「第百三十二條第一項第二号」を「第百八十二條第一項第二号」に改め、同表附則第十九條の項を削る。

第五十八條を次のように改める。

（受託者への通知等）
第五十八條 振替機関等が次に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十條第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承

を含む。）、第百四條第一項、第百八條第一項、第百五十四條第一項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百九十九條第一項（第百八十條第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十九條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（中略）

第四十八條中、「第八條第二項及び第三項」を削り、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六條」を「第四十二條」に改め、同條の表第八條第一項の項中、「第八條第一項」を「第八條」に改め、同表第十二條第二項の項中「及び第百二十七條」を「第百二十七條及び第百九十八條第一号」に、「又は第百七十七條第一項及び第四項」を「第百七十七條第一項及び第四項、第百五十三條第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五條第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百五十八條第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）」に改め、同表第三十三條の項を削り、同表第八十九條第二項の項の次に次のように加える。

（中略）

第四十八條の表第二百二十九條第一項の項中「第百二十九條第一項」を「第三百條第一項」に改め、同表第三百一十一條の項中「第百三十一條」を「第三百三條」に改め、同表第三百二十二條第一項第一号の項中「第百三十二條第一項第一号」を「第三百四條第一項第一号」に改め、同表第三百二十二條第一項第二号の項中「第百三十二條第一項第二号」を「第三百四條第一項第二号」に改め、同表附則第十九條の項を削る。

第五十八條を次のように改める。

（受託者への通知等）
第五十八條 振替機関等が次の各号に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十條第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又

三十九 第二百一十一条第五項（第二百五十一条第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）
四十 第二百三十条第二項又は第二百四十条第二項
四十一 第二百四十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）
四十二 第二百四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）
四十三 第二百四十二条第五項

第三号において準用する場合を含む。）

二十六 第七十四條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十七 第七十六條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十八 第七十七條（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十九 第七十九條（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

三十 第八十五條第五項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

三十一 第八十六條第五項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

三十二 第九十五條第二項（同条第三項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。））、第二百一十一条第四項（第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。））、第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十三 第九十六條第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十四 第九十七條第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十五 第九十八條第二項（第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十六 第九十九條第三項（同条第四項（第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十七 第一百条（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十八 第一百二条（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

三十九 第一百八条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

四十 第一百九条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）

四十一 第二百二十二条第二項（同条第三項（第二百三十一条第四項（第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。））、第二百八十四条第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。））、第二百三十一条第

四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十二 第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十三 第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十四 第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十五 第二百二十六条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十六 第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十七 第二百二十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十八 第二百二十九条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十九 第二百三十条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十 第二百三十二条（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十一 第二百三十八条第六項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十二 第二百三十九条第五項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

（中略）

第六十七条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替社債が振替機関によって取り扱われなくなったとき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の社債券は、無記名式とする。

（中略）

第七十条第四項第三号中「欄」の下に「機関口座にあっては、第六十八条第五項第二

（中略）

第六十七条第二項中「又は」を「若しくは」に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合には」を「存しないとき、又は当該振替社債が振替機関によって取り扱われなくなったときは」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の社債券は、無記名式とする。

（中略）

第七十条第四項第三号中「質権欄」の下に「機関口座にあっては、第六十八条第五項

第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。」を加える。

(中略)

(削る)

(中略)

第八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合には」を「存しないとき、又は当該振替国債が振替機関によって取り扱われなくなったときは」に改める。

(中略)

第一百十三条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第一百十四条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債」を「地方債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一百十五条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

(中略)

第一百十六条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債」を「投資法人債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一百十七条の二の見出しを「(相互会社の社債で振替機関が取り扱うものについての保険業法の適用除外)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債」を「相互会社の社債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一百八条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

(中略)

第一百十九条の見出しを「(特定社債で振替機関が取り扱うものに関する資産の流動化に関する法律の適用除外)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債」を「特定社債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第二百一十一条中「及び第一百十四条第二項」を「、第一百十四条第二項及び第一百五十五条」に改め、同条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十二条の項の次に次のように加える。

第一百五十五条

会社法第一百十六条第一項

投資信託及び投資法人に

号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。」を加える。

(中略)

第八十六条第三項第三号中「次項及び第二百二十九条において」を「以下」に改める。

(中略)

第八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替国債が振替機関によって取り扱われなくなったとき」に改める。

(中略)

「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に改める。

第一百十四条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債」を「地方債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

(中略)

第一百十六条の見出しを「(振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する投資法人債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

(中略)

第一百十九条の見出しを「(振替特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する特定社債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

、第九十二条第一項、 第四百六十九条第一項、 第七百八十五条第一項、 第七百九十七条第一項又 は第八百六条第一項	関する法律第三十条の二 第一項（同法第四十九条 の十一において準用する 場合を含む。）
--	--

第二百二十一条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十一条第二項第一号の項中「及び収益」を「、解約及び収益」に改め、同表第八十二条の項中「又は収益」を「、解約又は収益」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十一条の二 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第一号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日から二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

- 一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの総発行口数の次の口の総発行口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
 - イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数
 - ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

- 三 分割の場合にあつては、次のイの総口数の次の口の総発行口数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）
 - イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数
 - ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

- 四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、

第二百二十一条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十一条第二項第一号の項中「及び収益」を「、解約及び収益」に改め、同表第八十二条の項中「又は収益」を「、解約又は収益」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十一条の二 特定の銘柄の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日から二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

- 一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの口数の次の口の口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
 - イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数
 - ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

- 三 分割の場合にあつては、次のイの口数の次の口の口数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）
 - イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数
 - ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

- 四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、

当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関

当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関

等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

第二百二十二条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

（中略）

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

（振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十二条の二 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第一号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替貸付信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの発行総額の数の次の口の発行総額の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ 併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三 分割の場合にあつては、次のイの総額の数の次の口の発行総額の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らな

等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をなければならない。

第二百二十二条の見出しを「（振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権」を「振替投資信託受益権」に改める。

（中略）

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

（振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十三条の二 特定の銘柄の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替貸付信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの数の次の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ 併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三 分割の場合にあつては、次のイの数の次の口の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らな

ければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知
5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金

ければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等）にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知
5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金

額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

第二百二十三条の見出しを「（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「当該貸付信託受益権」を「当該振替貸付信託受益権」に改める。

第二百二十四条中「及び第二百十四条第二項」を、「第二百十四条第二項及び第二百五十五条」に改め、同条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十六条第二項の項の次に次のように加える。

第二百五十五条	会社法第六十六条第一項、 第九十二条第一項、 第四百六十九条第一項、 第七百八十五条第一項、 第七百九十七条第一項又は 第八百六条第一項	資産の流動化に関する法律 第二百七十一条第一項 （同法第二百七十二条第 二項において準用する場 合を含む。）
---------	---	--

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

（振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十四条の二 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替特定目的信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの総発行持分の数の次の口の総発行持分の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

第二百二十四条の見出しを「（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）」に改め、同条第一項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法」を「貸付信託法」に改め、同条第二項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法の」を「貸付信託法の」に改める。

第二百二十五条の見出し中「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第二百二十五条の二 特定の銘柄の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替特定目的信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

三 分割の場合にあつては、次のイの持分の総数の次の口の総発行持分の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。）以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

三 分割の場合にあつては、次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。）以下この条において同じ。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知
二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

第百二十五条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託受益権（以下「振替特定目的信託受益権」といふ。）を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第八章中第百四十六条を第百九十七条とする。

第百四十五条第二号から第五号までを次のように改める。

二 第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）（第百六十四条第一項（第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）（第百九十三条第一項（第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）（第百二十七条第一項又は第百三十八条第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき）（第百六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

第百二十六条の見出しを「（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権」を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第八章中第百四十六条を第百三十九条とする。

第百四十五条第二号から第五号までを次のように改める。

二 第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第百九十八条第一号において準用する場合を含む。）（第百七十一条第一項（第百七十六条第一項及び第百九十八条第三号において準用する場合を含む。）（第百二十条第一項（第百九十一条第五号において準用する場合を含む。）（第百五十一条第一項、第百六十条第一項、第百六十七条第一項、第百七十九条第一項、第百八十三条第一項又は第百八十七条第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき）（第六十

る場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

七 第二百二十二条第二項（同条第三項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十八条第六項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）又は第二百三十九条第五項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

第八章中第三百三十七條を第三百十條とする。
第八章を第十五章とする。

第七條中第三百三十六條の二を第三百九條とし、第三百三十六條を第三百八條とする。

5 第三百三十五條第一項中、「第三百三十一條並びに第三百三十二條」を、「第三百三條並びに第三百四條」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改め、同條を第三百七條とする。

5 第六十八條第六項及び第六十九條第一項第五号（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百二十九條第六項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一

第八章中第三百三十七條を第二百八十八條とする。
第八章を第十四章とする。
第七條中第三百三十六條の二を第二百八十七條とし、第三百三十六條を第二百八十六條とする。

第三百三十五條第一項中、「第三百三十一條並びに第三百三十二條」を、「第二百八十一條並びに第二百八十二條」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改め、同條を第二百八十五條とする。

5 第六十八條第六項及び第六十九條第一項第七号（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六

百九十四条第六項(第二百五十一条第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第百九十五条第一項第九号(第二百五十一条第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第百九十六条第一項(第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第百九十八條第二項(第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第三号(第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十三條第三号(第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十三條第四号(第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十八條第一項(同条第五項(第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。))及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)、第二百二十八條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項、第二百二十九條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項並びに第二百七十七條における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第二百七十八條第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

第百三十四條を第百八十四條とし、第百二十條から第百三十三條までを百五十條ずつ繰り下げる。

第百二十九條の二を次のように改め、同條を第百七十九條とする。

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第百二十九條の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)

を含む。)、第二項第一号(第百五十九條第八項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第三項(第百五十九條第八項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、及び第七項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第百六十二条第三項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第百七十二条第六項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第百七十三條第三項第六号(第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第百九十四條第六項(第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。)、第百九十五条第一項第五号(第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。)、第二百一条第三項第五号(第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。)、第二百一十四條第一項及び第三項(これらの規定を第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。)、第二百二十一條第六項(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十二條第一項第五号(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十六條第三項第五号(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十八條第一項第四号(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十九條第三項第三号(第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十條第三項第四号(第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一條第三項第五号(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))並びに第二百九十九條における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第三百条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

第百三十四條を第百六条とし、第百二十條から第百三十三條までを百七十二条ずつ繰り下げる。

第百二十九條の二を次のように改め、同條を第三百一条とする。

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第百二十九條の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)

について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第百五十五條第二項、第百六十六條第二項、第百九十九條第三項若しくは第百十條第三項、第百四十七條第二項若しくは第百四十八條第二項（これらの規定を第百二十八條第一項、第百三十五條第一項、第百三十九條第一項及び第百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二條第二項（これらの規定を第百四十九條第一項及び第百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第百五十一條第二項若しくは第百五十三條第二項（これらの規定を第百五十一條第一項、第百五十四條第一項及び第百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第百二十九條の見出しを「（振替債の供託）」に改め、同条第一項中「社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの」を「第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの」に改め、「次条及び第百三十條」を削り、「振替社債等」を「振替債」に、「第百二十條から第百二十二條まで」を「第百二十條、第百二十一條、第百二十二條」に改め、同条第二項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第三項中「振替社債等」を「振替債」に、「第百二十條から第百二十二條まで」を「第百二十條、第百二十一條、第百二十二條」に改め、同条第五項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条を第百七十八條とする。

第百二十八條の見出しを「（加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求）」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第百七十七條とする。

第七章を第十三章とする。

第六章の次に次の六章を加える。

第七章 株式の振替

について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百五十五條第二項、第百六十六條第二項、第百九十九條第三項若しくは第百十條第三項、第百五十五條第二項若しくは第百五十六條第二項（これらの規定を第百五十二條第一項、第百六十一條第一項、第百六十八條第一項及び第百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十七條第二項若しくは第百八十八條第二項（これらの規定を第百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第百九十八條第四号において準用する場合を含む。）又は第百四十條第二項若しくは第百四十一條第二項（これらの規定を第百八十四條第一項、第百八十八條第一項及び第百九十八條第五号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第百二十九條の見出しを「（振替債の供託）」に改め、同条第一項中「社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの」を「第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの」に改め、「次条及び第百三十條」を削り、「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第二項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第三項中「振替社債等」を「振替債」に、「第百四十五條第二号」を「第百三十八條第一号」に改め、同条第五項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条を第百三條とする。

第百二十八條の見出しを「（加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求）」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第百九十九條とする。

第七章を第十四章とする。

第六章の次に次の七章を加える。

第七章 株式の振替

第一節 通則

第二百二十八条 株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱つもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 | (略)

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十九条 (略)

2 | (略)

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 (略)

二 発行者の商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

五、七 (略)

4、6 (略)

(振替株式の発行時等の新規記載又は記録手続)

第二百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式を発行した日以後（当該発行者が会社の成立後にその株式について第十三条第一項の同意を与える場合にあつては、当該同意（以下この項において「成立後同意」という。）をした日以後）遅滞なく、当該発行者が同条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行又は成立後同意に係る振替株式の銘柄

二 前号の振替株式の株主又は登録株式質権者（会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者をいう。以下同じ。）である加入者の氏名又は名称

第一節 通則

(権利の帰属)

第二百二十八条 株券を発行しない旨の定款の定めがある会社（株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。）の株式で振替機関が取り扱つもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 | (略)

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十九条 (略)

2 | (略)

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 (略)

二 発行者の商号及び振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主（端株主を含む。以下同じ。）ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

五、七 (略)

4、6 (略)

(振替株式の発行時の新規記載又は記録手続)

第二百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替株式の銘柄

二 前号の振替株式の株主である加入者の氏名又は名称

三 (略)

加入者ごとの第一号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が登録株式質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八・九 (略)

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者(同号の株主であるものに限る。)(に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)(における前項第二号の加入者(同号の登録株式質権者であるものに限る。)(に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第三百三十一条 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社(新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合)は、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものの、以下この条において「通知者」という。(は、次に掲げる事項を第一号の一定の日

三 (略)

加入者ごとの第一号の振替株式の数

五・六 (略)

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)(における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加及び同項第五号に規定する事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(発行済株式を振替株式とするための新規記載又は記録手続)

第三百三十一条 発行者が会社の成立後に特定の種類の株式について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該発行者は、その旨及び次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該株式に係る株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知しなければならない。

の一月前までに当該振替株式の株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替株式の株主（登録株式質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該登録株式質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の株主又は登録株式質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該登録株式質権者のために振替株式の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該株主又は当該登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該株式について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

一 発行者が一定の日における株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第四百十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項第一号（同条第三項（第四百十条第二項及び第四百四十六條第五項において準用する場合を含む。）、第百四十条第二項及び第百四十六條第五項において準用する場合を含む。）、第百四十三條第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第百四十四條第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）、及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）、又は第百四十六條第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座）以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を発行者に通知しなかった場合には、当該発行者は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該質権者のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 発行者は、第一項第一号の一定の日以後、速やかに、同項に規定する特定の種類の株式について振替機関に第十三条第一項の同意を与えなければならない。

4 発行者は、前項の同意を与えた後、遅滞なく、同項の振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該同意に係る振替株式の銘柄
 - 二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者から通知を受けた第一項第二号の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）
 - 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
 - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
 - 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
 - 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
 - 八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
 - 九 当該同意に係る振替株式の総数その他主務省令で定める事項
- 5 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
 - 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第三百三十二条 (略)

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 (略)

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三・四 (略)

五 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六 (略)

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ・ロ (略)

二 (略)

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄(機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四・五 (略)

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一～三 (略)

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 (略)

6 (略)

7 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

第三百三十二条 (略)

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三・四 (略)

五 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六 (略)

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ・ロ (略)

二 (略)

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄(機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四・五 (略)

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一～三 (略)

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 (略)

6 (略)

7 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録
- 三 (略)
- 8) (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例)
 第三百三十三条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2) 特定の銘柄の振替株式に係る第三十条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 一 当該取得者等のための第三百三十一条第三項本文の申出
- 二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3) 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

- 一 (略)
- 二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録
- 三 (略)
- 8) (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例)
 第三百三十三条 加入者は、第三百三十一条本文の申出により振替機関等が開設した口座(以下この条において「特別口座」という。)に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2) 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を取得した者(以下この条において「取得者」という。)であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出
- 二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3) 前項の規定は、特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4) 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5) 前条第三項及び第四項(第二号及び第五号を除く。)(の規定は、第二項第二号(第三項において準用する場合を含む。)(の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

前条第三項	第一項の申請をする加入	発行者
-------	-------------	-----

(抹消手続)
 第三百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2| 前項の申請は、発行者が、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる口座を開設した直近上位機関に対して行うものとする。

3| 発行者は、第一項の申請において、抹消により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数を示さなければならない。

		者（以下この条において「申請人」という。）
前条第三項第二号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
前条第四項第一号	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号

6| 第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして前各項の規定を適用する。

(振替株式の消却等に関する記載又は記録手続)

第三百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、株式の消却をしようとする場合（次条第一項及び第三百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替株式の発行者は、商法第二百十二条第一項の決議後又は第六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2| 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3| 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
- 二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数
- 三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かか別
- 四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該株主ごとの数

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 発行者の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二 (略)

6 (略)

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 (略)

7 第一項後段及び第二項から前項まで(第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。)の規定は、転換予約権付株式(商法第二百二十一條ノ三に規定する転換予約権付株式をいう。第六十四條において同じ。)である特定の銘柄の振替株式について同条第一項の規定による抹消の申請があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第三項	発行者は、第一項前段の通知	第六十四條第一項の規定により申請をする加入者は、同項の申請
第四項	直ちに	遅滞なく
第四項第一号	前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄	前項の加入者の口座の保有欄

(全部抹消手続)

第三百三十五條 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式についての記載又は記録

(振替株式の全部の消却に関する記載又は記録手続)

第三百三十五條 特定の銘柄の振替株式の全部について、商法第二百十三條第一項の規定に

の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替株式の銘柄

二 当該振替株式についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 | (略)

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 | (略)

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第百三十六条 特定の銘柄の振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの発行総数の口の発行総数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 株式の併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の併合前の当該振替株式の発行総数

三 株式の併合がその効力を生ずる日

四 (略)

2 | (略)

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 | (略)

よる株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第二号の一定の日（二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。）

一 当該株式の消却に係る振替株式の銘柄

二 商法第二百十三条第四項の一定の日

2 | (略)

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、第一項第二号の一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 | (略)

(保有株式数に応じた振替株式の消却又は併合に関する記載又は記録手続)

第百三十六条 特定の銘柄の振替株式について株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の一定の日（二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。）

一 当該株式の消却又は併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの数の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 株式の消却又は併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の消却又は併合前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十三条第四項又は同法第二百五条ノ二の一定の日

四 (略)

2 | (略)

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日）に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時（において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。）

4 | (略)

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）

第三百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一（略）

二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ・ロ（略）

三 株式の分割に係る基準日（会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。）及び株式の分割がその効力を生ずる日

四（略）

2（略）

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、株式の分割がその効力を生ずる日において、その備える振替口座簿中の同項第三号の基準日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4（略）

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第四号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）

第三百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号に規定する一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一（略）

二 次のイの数の口の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ・ロ（略）

三 商法第二百十九条第一項の一定の日（同条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日及び当該一定の日）

四（略）

2（略）

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号に規定する一定の日（商法第二百十九条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日）において、その備える振替口座簿中の第一項第三号に規定する一定の日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4（略）

5 前条第五項及び第六項の規定は、振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合について準用する。

同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第五項	第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の	次条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
前条第六項	第一項第四号	次条第一項第四号
	第三項に	次条第三項に
	第一項第四号	次条第一項第四号
	第一項第四号	次条第一項第四号

（強制転換条項付株式である振替株式の転換に関する記載又は記録手続）

第百三十八条 強制転換条項付株式（商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式をいう。以下この章において同じ。）である特定の銘柄の振替株式の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第百六十五条第二項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替株式について、転換に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該転換によりその口座（顧客口座を除く。）において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式（当該転換により発行される振替株式を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該転換によりその口座において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座
- 二 当該転換により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数
- 三 当該転換により増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数
- 四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

- 五 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式の株主の氏名又は名称及び住所
 - 六 前号に規定する場合には、減少の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ことの数
 - 七 第五号に規定する場合には、増加の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ことの数
 - 八 その他主務省令で定める事項
- 4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録
 - イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録
 - ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第六号の株主ことの数
 - ハ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録
 - ニ 八の増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第七号の株主ことの数
 - 5 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第二号及び第八号の規定により示された事項の通知
 - 一 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録
 - ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
 - 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
 - （強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換に関する記載又は記録手続）
 - 第百三十九条 強制転換条項付株式である特定の銘柄の振替株式の全部の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第四号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 当該転換により発行される振替株式の銘柄
 - 二 当該強制転換条項付株式である振替株式の銘柄

三 次のイの数の口の数に対する割合

イ 第一号の振替株式の総数

ロ 前号の振替株式の発行総数

四 商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日

五 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

六 第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2 第百四十二条第二項から第六項までの規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第二項	同項第一号	第百三十九条第一項第一号
第百四十二条第三項	合併の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
	同項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
	割当比率	同項第三号の割合
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第五項及び第六項	第一項第五号	第百三十九条第一項第五号

第百四十条 振替株式でない強制転換条項付株式の転換により振替株式が発行される場合については、第百三十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第百三十一条第一項第一号</p>	<p>一定の日</p>	<p>商法第二百二十二条ノ九五項の一定の日</p>
<p>第百三十一条第三項</p>	<p>一定の日以後</p>	<p>一定の日において第十三条第一項の同意を与えていないときは</p>
<p>第百三十一条第四項</p>	<p>前項の同意を与えた後</p>	<p>第一項第一号の一定の日以後（前項に規定する場合には、当該同意を与えた後）</p>
<p>第百三十三条第二項</p>	<p>特定の種類の株式が振替株式となる</p>	<p>第百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換</p>
<p>第百三十三条第三項</p>	<p>当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式についての</p>	<p>当該転換後に転換により発行された振替株式についての</p>

2 | 第百三十三条の規定は、前項において準用する第百三十一条第二項本文の申出により開設された口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十一条 強制転換条項付株式である振替株式の転換により振替株式でない株式が発行される場合（次項の場合を除く。）については、第百三十四条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時」とあるのは、「第百六十五条第二項の一定の日」と読み替えるものとする。

2 強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換により振替株式でない株式が発行される場合については、第百三十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十五条第一項第一号	株式の消却に係る	強制転換条項付株式である
第百三十五条第一項第二号	商法第二百三十三条第四項の一定の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
第百三十五条第三項	第二号の一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	第二号の一定の日

（合併等に関する記載又は記録手続）

第百四十二条 合併により消滅する会社（以下この章において「消滅会社」という。）の株式が振替株式である場合において、合併により設立される会社（以下この章において「新設会社」という。）若しくは合併後存続する会社（以下この章において「存続会社」という。）が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、第百三十条の規定は、適用しない。

一 当該消滅会社の振替株式の株主に対して当該合併に際して発行し、又は移転する振

（合併等により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第百三十八条 合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する。）の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を交付しようとするときは、消滅会社等は、合併等効力発生日の二週間前までに、当該消滅会社等が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第百三十条及び第百三十一条の規定は、適用しない。

一 当該消滅会社等の振替株式の株主に対して当該吸収合併等又は新設合併等に際して

交付する振替株式の銘柄

二 当該消滅会社等の振替株式の銘柄

三 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ・ロ（略）

四 合併等効力発生日

五・六（略）

七 第一号の振替株式のうち発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項

2（略）

3 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併等効力発生日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一・二（略）

4（略）

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一

に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6 第一項前段の存続会社等が、吸収合併等の際に自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日において、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。この場合において、第四百四十条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該申請により第三百三十四条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社等の株主に移転したものとみなす。

替株式の銘柄

二 当該消滅会社の振替株式の銘柄

三 次のイの数の口の数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ・ロ（略）

四 合併をする時期

五・六（略）

七 第一号の振替株式のうち当該発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項

2（略）

3 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一・二（略）

4（略）

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一

に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第五号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

7 第一項前段の存続会社が、合併の際に発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日において、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合においては、第四百四十八条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該通知により次項において準用する第三百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社の株主に移転したものとみなす。

8 第三百三十四条第一項後段及び第二項から第六項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号ロを除く。）の規定は、前項前段の抹消の通知について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄」とあるのは、「前項の発行者の口座の保有欄」と読み替えるものとする。

91

91 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期の二週間前までに、当該会社
第一項第一号	消滅会社	完全子会社となる会社
	合併に際して	株式交換又は株式移転に際して
第一項第二号	消滅会社	完全子会社となる会社
第一項第四号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第三項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第七項	存続会社 合併の日 消滅会社	株式交換により完全親会社となる会社 株式交換の日 完全子会社となる会社

10) 第一項から第六項まで（第三項第二号を除く。）の規定は分割をする会社（以下この章において「分割会社」という。）の株式が振替株式である場合において、新設分割により設立される会社（以下この章において「設立会社」という。）若しくは吸収分割により営業を承継する会社（以下この章において「承継会社」という。）が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び第八項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七項	第三項	第一項	第一項
		第一項第一号	第一項第一号
存続会社	振替口座簿中の 合併の日	消滅会社は、合併をする 時期の二週間前までに、 当該消滅会社	分割会社は、分割をする 時期の二週間前までに、 当該分割会社
		消滅会社	分割会社
承継会社	分割の日	合併に際して	新設分割又は吸収分割に 際して
		第一項第二号 消滅会社	分割会社
存続会社	合併の日	第一項第四号 合併をする時期	分割をする時期及び商法 第三百七十四条ノ七第一 項（同法第三百七十四条 ノ三十一第三項において 準用する場合を含む。） の一定の日
		第一項第四号 合併をする時期	分割をする時期及び商法 第三百七十四条ノ七第一 項（同法第三百七十四条 ノ三十一第三項において 準用する場合を含む。） の一定の日

消滅会社	合併の日	分割会社	分割の日
------	------	------	------

第百四十三条 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設会社若しくは存続会社

社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、その旨及び次に掲げる事項を、合併をする時期の一月前までに、当該消滅会社の株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知をしなければならない。

一 当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該発行又は当該移転に係る振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を合併の日までに当該消滅会社に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が合併の日までに同項第二号の口座を同項の消滅会社に通知しなかつた場合には、同項の新設会社又は存続会社は、同項第三号の振替機関等に対し、当該株主又は当該質権者のために口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該存続会社が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 第一項の新設会社又は存続会社は、合併に際して発行する特定の種類の株式について合併の日までに第十三条第一項の同意を与えていない場合には、速やかに、当該同意を与えなければならない。

4 前項の新設会社又は存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該新設会社又は存続会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項第一号の株主に対して当該合併に際して発行する振替株式の銘柄

二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 第一項の消滅会社が同項第一号の株主又は質権者から通知を受けた同項第一号の口座（当該通知がないときは、当該存続会社が開設の申出をした既存特別口座）

四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振

替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 当該合併に際して発行する振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。

）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る

）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該自己の振替株式について振替の申請をしなければならない。

8 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときに

ついて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	完全子会社となる会社は
第一項第一号	合併をする時期 当該消滅会社	株式交換の日又は株式移転をする時期 当該会社
第一項第二号	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日 消滅会社	当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日 完全子会社となる会社
第二項	合併の日 消滅会社	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日 完全子会社となる会社
第三項	新設会社又は存続会社 消滅会社 新設会社又は存続会社 存続会社が	完全親会社となる会社 株式交換により完全親会社となる会社が
第三項	新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して

		合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日
第四項	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	
	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	
第四項第一号	合併	株式交換又は株式移転	
第四項第三号	消滅会社	完全子会社となる会社	
	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	
	合併	株式交換又は株式移転	
第四項第九号	合併	株式交換又は株式移転	
第七項	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	
	合併の日	株式交換の日	

9 前項に規定する場合において、完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転の日において、完全親会社となる会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

10 第一項から第六項までの規定は分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社若しくは承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しよつとするとするときに、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しよつとするとするときに、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
-----	-------	-------

第三項	第二項	第一項第二号	第一項第一号	
合併の日	新設会社又は存続会社は、合併に際して	存続会社が	新設会社又は存続会社	合併の日
分割の日	新設会社又は承継会社は、新設分割又は吸収分割に際して	承継会社が	設立会社又は承継会社	分割会社
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	合併をする時期
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	当該消滅会社
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	当該分割会社
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	分割をする時期
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	合併をする時期
合併の日	合併の日	合併の日	合併の日	合併をする時期

第四項	新設会社又は存続会社	設立会社又は承継会社
第四項第一号	合併の日	分割の日
第四項第二号	合併	新設分割又は吸収分割
第四項第三号	消滅会社	分割会社
第四項第九号	存続会社	承継会社
第七項	合併の日	分割の日
	存続会社	承継会社
	合併	新設分割又は吸収分割

11) 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、設立会社又は承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

12) 第一項から第六項までの規定は消滅会社が有限会社である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	株主及び株主名簿	社員及び社員名簿
第一項第一号	株主（株主名簿）	社員（社員名簿）
	株式の株主	持分を有する社員
第一項第二号、第二項、第三項	株主	社員

四項第一号から第三号まで
及び第五項第一号イ

13 第一項から第六項までの規定は分割会社が有限会社である場合において、承継会社が吸収分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項		第一項第一号		第一項第二号		第二項	
消滅会社は	分割会社は	消滅会社は	分割会社は	消滅会社	分割会社	株主	社員
合併をする時期	分割をする時期	合併をする時期	分割をする時期	合併の日	分割の日	株主	社員
当該消滅会社の株主及び株主名簿	当該分割会社の社員及び社員名簿	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿）	当該承継会社が分割の日における当該分割会社の社員（社員名簿）	株式の株主	持分を有する社員	株主	社員

第七項	合併の日	分割の日
	存続会社	承継会社
第五項第一号イ	株主	社員
	合併	吸収分割
第四項第九号	存続会社	承継会社
	株主	社員
第四項第三号	消滅会社	分割会社
	株主	社員
第四項第二号	合併	吸収分割
	株主	社員
第四項第一号	合併	吸収分割
	株主	社員
第四項	合併の日	分割の日
	新設会社又は存続会社	承継会社
第三項	合併の日	分割の日
	新設会社又は存続会社は、合併に際して	承継会社は、吸収分割に際して
	存続会社が	承継会社が
	新設会社又は存続会社	承継会社

14 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の社員又は質権者が通知した前項において準用する第

一項第二号の口座を通知しなければならない。

第四百四十四条 加入者は、前条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、合併に際して発行し、又は移転した振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をしたときは、当該振替株式の発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出
二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3 前項の規定は、前条第一項に規定する場合において、合併の日の前に消滅会社の株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5 第三百三十二条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三百三十二条第三項	第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）	発行者
第三百三十二条第三項第一号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座

第百三十二条第四項第一号	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号
--------------	--------------	-------------

6| 第二項第一号(第三項において準用する場合を含む。)の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

7| 前各項の規定は、前条第八項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	第二項	第二項
消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	合併の際して	株式交換又は株式移転に際して
株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合	前条第一項に規定する場合	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合
合併の日の前に消滅会社	合併の日の前に消滅会社	株式交換の日又は株式移転の日の前に完全子会社となる会社

8| 第一項から第六項までの規定は、前条第十項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三項	第二項	前条第一項に規定する場合	株主名簿 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	消滅会社が有限会社である	合併の日の前に消滅会社の持分の持分 社員名簿
第三項	第二項	前条第一項に規定する場合 合併の際して	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	分割会社の株式が振替株式でない場合 新設分割又は吸収分割に際して	分割会社の株式が振替株式でない場合において、商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社

9 | 第一項から第六項までの規定は、前条第十二項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第三項</p>	<p>第二項</p>	<p>前条第一項に規定する場合において、合併の日</p>	<p>合併に際して</p> <p>株主名簿</p> <p>合併の際して</p>	<p>分劃会社が有限会社であつて、承継会社が吸収分割に際して分劃会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移</p>	<p>分劃の日の前に分劃会社の持分</p> <p>社員名簿</p> <p>吸収分割に際して</p>								
<p>10 第一項から第六項までの規定は、前条第十三項において準用する同条第一項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 1120 1133 1456"> <p>株主名簿</p> </td> <td data-bbox="1133 1120 1460 1456"> <p>合併において</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1456 1133 1758"> <p>株式</p> </td> <td data-bbox="1133 1456 1460 1758"> <p>つて、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1758 1133 2098"> <p>社員名簿</p> </td> <td data-bbox="1133 1758 1460 2098"> <p>社員名簿</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 2098 1133 2098"> <p>持分</p> </td> <td data-bbox="1133 2098 1460 2098"> <p>持分</p> </td> </tr> </table>				<p>株主名簿</p>	<p>合併において</p>	<p>株式</p>	<p>つて、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において</p>	<p>社員名簿</p>	<p>社員名簿</p>	<p>持分</p>	<p>持分</p>
<p>株主名簿</p>	<p>合併において</p>												
<p>株式</p>	<p>つて、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において</p>												
<p>社員名簿</p>	<p>社員名簿</p>												
<p>持分</p>	<p>持分</p>												

		転しようとする場合において、分割の日
株主名簿	株式	持分
		社員名簿

第百四十五条 消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該消滅会社の振替株式の銘柄
- 二 合併をする時期
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。
- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 前各項の規定は、株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式でない株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式でない株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期
時期		

（記載又は記録の変更手続）
第百三十九条（略）

第三節 振替の効果等

（振替株式の譲渡）
第百四十条 振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の質入れ）
第百四十一条 振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の信託の對抗要件）
第百四十二条（略）

（加入者の権利推定）
第百四十三条（略）

	第一項第一号	消滅会社	完全子会社である会社が
	第一項第二号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第三項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	

6 第一項から第四項までの規定は、消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社又は存続会社が有限会社であるときにについて準用する。

（記載又は記録の変更手続）
第百四十七条（略）

第三節 振替の効果等

（振替株式の譲渡）
第百四十八条 振替株式の譲渡は、第百三十二条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の質入れ）
第百四十九条 振替株式の質入れは、第百三十二条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の信託の對抗要件）
第百五十条（略）

（加入者の権利推定）
第百五十一条（略）

(善意取得)

第四百四十四条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第四百四十五条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

一 (略)

二 当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数及び発行者が第五百九十九条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。)

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

4・5 (略)

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第四百四十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

(善意取得)

第五百十二条 第三百二十二条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第五百十三条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数(消却され、又は転換された振替株式の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

一 (略)

二 当該銘柄の振替株式の発行総数(消却され、又は転換された振替株式の数及び発行者が第四百四十六条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。)

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4・5 (略)

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百一十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第五百十四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

4・5 (略)

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第四百七十七条 第四百四十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該株主)があるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該株主(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。)の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数)

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第四百四十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に對して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第四百四十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第五百十一

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

4・5 (略)

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第五百三十五条 第五百三十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該株主)があるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該株主(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第五百三十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に對して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第五百三十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第五百十九

条第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百五十三条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限り。

一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二 発行者が有する自己の株式

三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における単元未満株式（会社法第八十九條第一項に規定する単元未満株式をいう。第五百三十三條において同じ。）

四 前号に規定する場合における会社法第二百八十八條第一項に規定する法務省令で定める株主の株式

4 振替機関が第四百四十五條第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（会社法第二百二十四條第一項に規定する権利を除く。次條第四項及び第二百五十四條において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）
第四百四十八條 第四百四十六條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同條第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同條第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第四百四十六條第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該口座管理機関の

条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第五百三十三條第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る商法第二百二十四條ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利（以下この条において「議決権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限り。

一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、その議決権等の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二 商法第二百四十一條第二項の株式

三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために商法第二百二十四條ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における単元未満株式（同法第二百二十一條第五項に規定する単元未満株式をいう。第六十一條において同じ。）

四 前号に規定する場合における商法第二百四十一條第三項の株式

4 振替機関が第五百三十三條第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（議決権等を除く。次條第四項及び第六十二條において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）
第五百五十六條 第五百五十四條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同條第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同條第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第五百五十四條第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該口座管理機関の

下位機関であつて第四百四十六條第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第四百四十六條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負つ。

3 前条第三項の規定は、第四百四十六條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第五百十一條第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百四十六條第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

当該振替機関	振替機関
会社法第二百二十四條第一項に規定する権利	会社法第二百二十四條第一項に規定する権利(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。)
第一項の規定は	次条第一項の規定は

4 口座管理機関が第四百四十六條第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

(発行者が誤つて振替株式について剰余金の配当をした場合における取扱い)

第四百四十九條 発行者が第四百四十七條第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対

下位機関であつて第五百四十四條第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第五百四十四條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負つ。

3 前条第三項の規定は、第五百四十四條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第五百四十九條第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第五百四十四條第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

当該振替機関	振替機関
「議決権等」という。	「議決権等」という。() (当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。)
第一項の規定は	次条第一項の規定は

4 口座管理機関が第五百四十四條第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

(発行者が誤つて振替株式の消却等をした場合における取扱い)

2 前項に規定する株式の消却に際して株主に金銭が支払われたときは、当該株主は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者が第五百四十五條第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗すること

抗することができないものとされた振替株式についてした剰余金の配当は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 前項の場合において、株主は、発行者に対し、同項の剰余金の配当に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項の剰余金の配当をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第四百七十七条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法等の特例

(株式の発行に関する会社法の特例)

第百五十条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を示さなければならぬ。

2 振替株式の発行者は、当該振替株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百二条第一項の通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。

3 (略)

4 振替株式の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五十五条の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。

5 新株予約権(その目的である株式が振替株式であるものに限る。)の発行者は、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。

6 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるとき

ができないものとされた振替株式についてした商法第二百二十条第一項本文の規定による金銭の交付、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し(以下この条において「金銭交付等」という。)は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

4 株主は、発行者に対し、前項の金銭交付等に係る金額の返還をする義務を負わない。

5 発行者は、第一項に規定する株式の消却又は第三項の金銭交付等をしたときは、第二項又は前項に規定する金額の限度において、第五百五十五条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(株式の発行に関する商法の特例)

第百五十八条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を商法第六十九条の書面又は電磁的方法により示さなければならぬ。

2 次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

一 振替株式についての株式申込証の用紙

二 新株の引受権の目的である株式が振替株式である場合における新株引受権証書

三 新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権申込証の用紙

四 新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権付社債申込証の用紙

3 (略)

4 振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。

5 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるとき

は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

（総株主通知）

第百五十一条 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が基準日を定めたととき。その日の株主

二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。その日の株主

三 振替機関等が第百三十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたとき。当該抹消に係る振替株式の株主

四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたとときを除く。）。当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主

五〇七（略）

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）。の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合。当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百五十四条において「特別株主」という。））

は、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書）に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（総株主通知）

第百五十九条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたととき。その日の株主

二 発行者が商法第二百二十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）。又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）。の規定により一定の日を定めたととき。その日の株主

三 営業年度を一年とする発行者について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき）第一号に該当するときは、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主（当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主）

四〇六（略）

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）。の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合。当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百六十二条において「特別株主」という。））

二 (略)

3| 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならぬ。

4| (略)

5| 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならぬ。

6| (略)

7| 第一項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる場合(政令で定める場合を除く。)

()には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める日(同項第四号)にあつては、同号の事業年度の開始の日(その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならぬ。

8| (略)

(株主名簿の名義書換に関する会社法の特例)

第百五十二条 発行者は、前条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の通知を受けた場合には、株主名簿に通知事項及び同条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により示された事項のうち主務省令で定めるもの並びに同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により示された事項を記載し、又は記録しなければならぬ。この場合において、同条第一項各号に定める日に会社法第百三十条第一項の規定による記載又は記録がされたものとみなす。

二 (略)

3| 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならぬ。

4| (略)

5| 第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び第三項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならぬ。

6| (略)

7| 第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる場合(政令で定める場合を除く。)

()には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に掲げる日(その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならぬ。

8| (略)

(株主名簿等の名義書換に関する商法の特例)

第百六十条 発行者は、前条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の通知を受けた場合には、商法第二百二十三条第一項の規定にかかわらず、株主名簿に通知事項及び前条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数が一株に満たない端数のみである株主及び質権者に係る事項を除き、振替株式の数については整数の部分に限る。)(並びに同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数の整数の部分に対応する部分に限る。)(を記載し、又は記録しなければならぬ。この場合において、同条第一項各号に定める日に同法第二百六条第一項の名義書換がされたものとみなす。

2| 前項に規定する場合には、商法第二百二十条ノ二第一項の規定にかかわらず、発行者

(一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。)(は、端株原簿に通知事項(前条第一項の通知に係る振替株式の数が整数のみである株主に係る事項を除き、振替株式の数については端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に限る。)(及び同条第五項の規定により示された事項(同条

2) 第四百四十七条第三項(第四百四十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する意思表示をした場合には、発行者は、第四百四十五条第三項又は第四百四十六条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3) 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主(第四百四十七条第三項(第四百四十八条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。)については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

一 (略)

二 第四百四十五条第三項又は第四百四十六条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権)

第四百五十三条 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式以外の株式について一株に満たない端数が生じたとき、又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、会社法第三百八条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数(これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数)の議決権を有する。

(少数株主権等の行使に関する会社法の特例)

第一百五十四条 振替株式についての少数株主権等の行使については、会社法第三百十条第一項の規定は、適用しない。

2) (略)

3) 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならぬ。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第

第一項の通知に係る振替株式の数の端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に対応する部分に限る。)を記載し、又は記録しなければならぬ。

3) 第四百五十五条第三項又は第四百五十六条第三項に規定する場合には、発行者は、第四百五十三条第三項又は第四百五十四条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前二項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿又は端株原簿に記載し、又は記録してはならない。

4) 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主(第四百五十五条第三項(第四百五十六条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。)については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

一 (略)

二 第四百五十三条第三項又は第四百五十四条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

5) 第一項の規定によりその氏名又は名称及び住所が株主名簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百九条第一項前段の質権者とみなす。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権)

第六十一条 第四百五十五条第一項又は第四百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができる株式について一株に満たない端数が生じたとき又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、商法第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元の株式数で除した数(これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数)の議決権を有する。

(少数株主権等の行使に関する商法の特例)

第六十二条 振替株式についての少数株主権等の行使については、商法第二百六条第一項の規定は、適用しない。

2) (略)

3) 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならぬ。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第

百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。()の数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

二・三 (略)

4 (略)

5 百五十一条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(株式買取請求に関する会社法の特例)

百五十五条 振替株式の株主が会社法第六十六条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該株主に對し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に對して申請することを請求することができる。

(取得請求権付株式に関する会社法の特例)

百五十六条 取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式について会社法第六十六条第一項本文の規定による請求をする加入者は、当該振替株式について振替の申請をしななければならない。

2 会社法第六十七条第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条第一項本文の規定による請求に係る取得請求権付株式が振替株式である場合には、発行者は、前項の振替の申請により発行者の口座における保有欄に当該取得請求権付株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

3 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替株式の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を当該振替株式を交付する会社に示さなければならない。

(取得条項付株式等に関する会社法の特例)

百五十七条 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第七十条第二項第三号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請を

百五十九条第二項第一号の申出をしたものを除く。()の数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

二・三 (略)

4 (略)

5 百五十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第五項中「同項及び第三項」とあるのは、「第六十二条第三項」と、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(株式買取請求に関する商法の特例)

百六十六条 発行者は、振替株式の株主に對し、商法第二百四十五条ノ三第六項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。)の株式の代金の支払をするのと引換えに当該代金の支払に係る特定の銘柄の振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に對して申請することを請求することができる。

(転換予約権付株式に関する商法の特例)

百六十四条 転換予約権付株式である特定の銘柄の振替株式について転換の請求をする加入者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書を発行者に提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしななければならない。

2 転換予約権付株式が振替株式でない場合において、当該転換予約権付株式の転換の請求により振替株式を発行しようとするときは、当該転換予約権付株式について転換の請求により振替株式の発行を受けようとする者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

3 転換予約権付株式である振替株式の転換は、商法第二百二十二条ノ六第一項の規定にかかわらず、第三百四十四条第七項において準用する同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(強制転換条項付株式に関する商法の特例)

百六十五条 強制転換条項付株式が振替株式でない場合において、当該強制転換条項付株式の転換により振替株式を発行しようとするときにおける商法第二百二十二条ノ九第五項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

しなければならぬ。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第七十条第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

3 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第七十条第二項第三号イの事由が生じた日又は同法第七十一条第一項第三号に規定する取得日（以下この項において「効力発生日」という。）以後遅滞なく、効力発生日を第百三十五条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第七十条第一項及び第百七十三条第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、発行者は、全部抹消の通知により同項の振替株式についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替株式を取得する。

（株式の消却に関する会社法の特例）

第百五十八条 発行者が自己の振替株式を消却しようとするときは、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。

2 振替株式の消却は、第百三十四条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株券喪失登録がされた株券に係る会社法の特例）

第百五十九条 第百三十条第一項の規定にかかわらず、株券喪失登録がされた株券の株式については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで第百三十条第一項の通知をすることができない。

2 前項の株式の発行者は、登録抹消日において、振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をい

2 強制転換条項付株式が振替株式である場合において、当該振替株式の転換により株式を発行しようとするとき（第百三十九条第一項及び第百四十一条第二項に規定する場合を除く。）は、発行者は、商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、その旨、転換されるべき当該強制転換条項付株式及び当該発行者の定める一定の日以後に第百三十八条第一項前段の通知（当該転換により発行される株式が振替株式でない場合においては、抹消の通知）をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

3 前項に規定する場合には、強制転換条項付株式の転換は、当該転換により発行される株式が振替株式であるときは第百三十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日に、当該転換により発行される株式が振替株式でないときは第百四十一条第一項において準用する第百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株式の消却に関する商法の特例）

第百六十三条 発行者は、振替株式について商法第二百三十三条第一項の規定により株式の消却をしようとする場合（第百三十五条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、同法第二百三十三条第四項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替株式について第百三十四条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 第百三十四条第一項に規定する場合には、株式の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替株式に関する特例）

第百四十六条 株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知をすることができない。

2 前項に規定する場合には、同項の振替株式の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二

う。(その他の主務省令で定める者)以下この条において「名義人等」という。(のた
めに第百三十一条第三項本文の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人等が登
録抹消日まで当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うた
めの口座(特別口座を除く。))を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のた
めに開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者が第一項の株式について第百三十条第一項の通知をする場合には、
次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならぬ。

- 一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 第百三十条第一項第二号に掲げ
る事項
- 二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座(当該通知がないときは、当該
発行者が開設の申出をした特別口座) 第百三十条第一項第三号に掲げる事項

百二十条第四項(同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。)(の期間内に
利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において
同じ。))において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についての
その日における名義人(同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百
三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものと
みなされる株券喪失登録者)同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者を
いう。))を含む。以下この条において同じ。))のために当該振替株式の振替を行うた
めの口座の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ
八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の
振替を行うための口座(既存特別口座を除く。))を通知したとき又は当該発行者が当該
名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当
該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をし
なければならぬ。

- 一 第一項の振替株式の銘柄
 - 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座(当該通知がないときは、当該
発行者が開設の申出をした既存特別口座)
 - 四 加入者が有する第一号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)(
 - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の
数及び当該数のうち株主ことの数
 - 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
 - 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信
託財産であるもの数
 - 八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令
で定める事項
 - 九 当該振替株式の総数その他主務省令で定める事項
- 4 第百三十一条第五項及び第六項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ
同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第百三十一条第五項第一号	前項第二号	第百四十六条第三項第三号
前項第二号	前項第三号	第百四十六条第三項第二号

(合併等に関する会社法の特例)

第百六十条 消滅会社等の株式が振替株式でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等の際して振替株式を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第百三十一条第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならぬ。

2 存続会社等が吸収合併等の際して振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならぬ。

3 消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等の際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないときは、当該消滅会社等は、合併等効力発生日を第百三十五条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならぬ。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併の際して振替株式を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割の際して振替株式を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を定めなければならない。

(適用除外等)

第百六十一条 振替株式については、会社法第百二十二条第一項から第三項まで、第百三

(会社の分割及び合併に関する商法の特例)

第百六十七条 設立会社若しくは承継会社が分割会社に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割の際して発行する株式に代えてその有する振替株式を移転しようとする場合には、分割計画書又は分割契約書に分割会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

2 分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社又は承継会社が分割の際して分割会社の株主に振替株式を発行しようとするときにおける商法第百七十四条ノ七第一項(同法第百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第百七十四条ノ七第一項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

3 合名会社又は合資会社が合併をする場合において、新設会社若しくは存続会社が合併の際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併の際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、合併契約書に合名会社又は合資会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を記載しなければならない。

(適用除外)

第百六十八条 振替株式については、商法第百六条ノ二、第百七条ノ二及び第百九

第百三十一条第五項第一号	前項第六号	号	第百四十六条第三項第六号
前項第三号	前項第七号	号	第百四十六条第三項第七号
第百四十六条第三項第三号		号	

十二条第二号及び第三号、第三百三十三号、第四百七十七条第一項、第四百八十八条並びに第四百五十二条の規定は、適用しない。

2 | 会社法第百十六條第三項、第百五十八條第一項、第百六十八條第二項、第百六十九條第三項、第百七十條第三項、第百八十一條第一項、第百九十五條第二項、第二百一十條第三項、第二百四十條第二項、第四百六十九條第三項、第七百七十六條第二項、第七百八十三條第五項、第七百八十五條第三項、第七百九十七條第三項、第八百四條第四項及び第八百六條第三項の規定にかかわらず、振替株式を發行している会社は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3 | 振替株式の譲渡における会社法第百三十條第一項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

第五節 雜則

第百六十二條 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

一 第百三十條第一項の通知 同項第九号に掲げる事項

二 第百三十八條第一項前段の通知 同項第七号に掲げる事項

2 | (略)

条第四項の規定は、適用しない。

2 | 振替株式を發行している会社については、商法第二百二十八條ノ二の規定は、適用しない。

第五節 雜則

(振替株式の内容の公示)

第百六十九條 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一 第百三十條第一項の通知 同項第六号に掲げる事項

二 第百三十一條第四項(第百四十條第一項において準用する場合を含む。)(の通知 第百三十一條第四項第九号(第百四十條第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる事項

三 第百三十八條第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)(の通知 同条第三項第八号に掲げる事項

四 第百三十九條第一項の通知 同項第六号に掲げる事項

五 第百四十二條第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)(の通知 同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)(に掲げる事項

六 第百四十三條第四項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)(の通知 同条第四項第九号(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)(に掲げる事項

七 第百四十六條第三項の通知 同項第九号に掲げる事項

2 | (略)

第八章 新株の引受権の振替

第八章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第六十三条 新株予約権の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権（その目的である株式が振替株式であるもの限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるもの及び新株予約権付社債に付されたものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新株予約権証券の不発行)

- 第六十四条 振替新株予約権については、新株予約権証券を発行することができない。
- 2 振替新株予約権の新株予約権者は、当該振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権証券の発行を請求することができる。
- 3 前項の新株予約権証券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一～三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄、この数、当該数のうち新株予約権者（この数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

(略)

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第九十三条 新株予約権の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権（その目的である株式が振替株式であるもの限り、商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一～三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄、この数、当該数のうち新株予約権者（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）（この数並びに当該新株予約権者の氏

五・六 (略)
4) 6) (略)

(振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続)

第六十六条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号の振替新株予約権の新株予約権者又は質権者である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権の振替を行うための口座加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数(次号に掲げるものを除く。)
- 四 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数
- 五 前号の新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
- 七 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間

その他主務省令で定める事項

2) 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者(同号の新株予約権者であるものに限る。)(に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)(における前項第二号の加入者(同号の質権者であるものに限る。)(に係る同項第五号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

名又は名称及び住所
五・六 (略)
4) 6) (略)

(振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続)

第九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権の発行後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号の振替新株予約権の新株予約権者である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者についての第二百十三条第三項に規定する口座
- 四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数
- 五 当該振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2) 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)(における前項第一号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替新株予約権の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第六十七條 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合）に於ては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権の新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である新株予約権の新株予約権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者へ通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかつた場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該新株予約権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権に係る新株予約権の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 (略)

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の新株予約権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（振替手続）

第百六十八条（略）

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一（略）

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三・四（略）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六（略）

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第一号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ・ロ（略）

二（略）

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあっては、第百六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四・五（略）

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一～三（略）

（振替手続）

第百九十六条（略）

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一（略）

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三・四（略）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六（略）

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ・ロ（略）

二（略）

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあっては、第百九十四条第五項第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四・五（略）

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一～三（略）

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 (略)

6 (略)

7 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 (略)

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 (略)

8 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例)

第六十九條 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第六十六條第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第六十七條第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 (略)

6 (略)

7 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 (略)

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三 (略)

8 (略)

(抹消手続)
第七十條 (略)

(全部抹消手続)

第七十一條 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

一 当該振替新株予約権の銘柄

二 当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第一号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座(機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。)において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならぬ。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続)
第九十七條 (略)

(振替新株予約権の消却に関する記載又は記録手続)

第九十八條 特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合(次條第一項に規定する場合を除く。)には、当該振替新株予約権の発行者は、第二百五條第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替新株予約権について抹消の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの場合

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該新株予約権者ごとの数

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 消却されるべき振替新株予約権の銘柄

二 商法第二百八十条ノ三十六第四項の一定の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。次条において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百条 振替機関等は、第百九十五条第一項第五号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権の引受権に関する特例）

第二百一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権の引受権（同法第二百八十条ノ二十第二項第十二号に規定する新株予約権の引受権をいう。第二百十三條第三項において同じ。）の行使によって発行された振替新株予約権については、第百九十五条第一項の通知をすることができない。

2 前項の振替新株予約権の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第百

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第百七十二條 振替機関等は、第百六十六条第一項第九号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

四十六条第二項本文に規定する同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第四百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において、「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替新株予約権の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権の数

五 第一号の振替新株予約権の総数その他主務省令で定める事項

4 第九十五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百一十条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百一十条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第二百一十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

(振替新株予約権の譲渡)

第七十四条 振替新株予約権の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあっては、第六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の質入れ)

第七十五条 振替新株予約権の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の信託の對抗要件)

第七十六条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第六十五条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第七十七条 (略)

(善意取得)

第七十八条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第七十九条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数(消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。

一 (略)

(振替新株予約権の譲渡)

第二百三条 振替新株予約権の譲渡は、第九十六条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあっては、第九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の質入れ)

第二百四条 振替新株予約権の質入れは、第九十六条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の信託の對抗要件)

第二百五条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第二百六条 (略)

(善意取得)

第二百七条 第九十六条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百八条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数(消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならない。

一 (略)

二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

4・5 (略)

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百八十条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数（第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。）に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。

4・5 (略)

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百八十一条 第百七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該振替機関の下位機

二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数及び発行者が第百一条第一項の規定により第百九十五条第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4・5 (略)

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならぬ。

4・5 (略)

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十条 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該振替機関の下位機

開であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数）

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第一百七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負ふ。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第一百八十二条 第一百八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）以下この条において「**口座管理機関分制限数**」**と**いふ。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての当該新株予約権者に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載

開であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第一百八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負ふ。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百一十一条 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての当該新株予約権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記

- 又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)
- 2| 第八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

第四節 会社法の特例

(新株予約権の発行に関する会社法の特例)

- 第八十三条 振替新株予約権の新株予約権者が会社法第八十条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該新株予約権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(新株予約権の発行に関する会社法の特例)

- 第八十四条 振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。
- 2| 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3| 振替新株予約権の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株

- 載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)
- 2| 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

(発行者が誤って振替新株予約権の消却をした場合における取扱い)

- 第二百十二条 発行者が第二百十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。
- 2| 前項に規定する新株予約権の消却に際して新株予約権者に金銭が支払われたときは、当該新株予約権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。
- 3| 発行者は、第一項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十条第二項又は前条第二項の規定による新株予約権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権の発行に関する商法の特例)

- 第二百十三条 振替新株予約権についての新株予約権申込証の用紙には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。
- 2| 振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3| 振替新株予約権の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株

予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。

4 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付新株予約権に関する会社法の特例）

第八十五条 取得条項付新株予約権（会社法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下この章及び次章において同じ。）である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請により、その口座における保有欄に同項前段の振替新株予約権に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権を取得する。

3 取得条項付新株予約権である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第二百七十一条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権を取得する。

（総新株予約権者通知）

第八十六条 振替機関は、振替機関等が第七十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その抹消に係る振替新株予約権の新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（第五項において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

予約権の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権申込証の用紙に記載し、又は商法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。振替新株予約権に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

（新株予約権原簿の名義書換に関する商法の特例）

第二百十四条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

一 特定の銘柄の振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十一条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。

2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一・二 (略)

3 第一百八十一条第一項又は第一百八十二条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第一百八十一条第一項又は第一百八十二条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項(前項に規定する事項を含む。)(の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。)

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の新株予約権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(新株予約権の消却に関する会社法の特例)

第一百八十七条 発行者が自己の振替新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権の消却は、第一百七十条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日

当該指定を取り消された日又は当該指定が効力を失った日の新株予約権者

二 特定の銘柄の振替新株予約権が振替機関により取り扱われなくなったとき。当該振替機関が当該振替新株予約権の取扱いをやめた日の新株予約権者

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一・二 (略)

3 振替機関は、第一項の場合において、振替新株予約権が質権欄に記載され、又は記録されているときは、同項の通知において、当該振替新株予約権に係る質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権の銘柄及び当該振替新株予約権についての第一百九十四条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。

4 第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び前項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

5 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項(第三項及び前項に規定する事項を含む。)(の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。)

6 発行者は、第一項の通知を受けたときは、新株予約権原簿に、当該通知に従い、商法第二百八十条ノ三十一第二項に規定する事項並びに質権者の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、各新株予約権の取得の年月日は、当該通知を受けた年月日とする。

7 前項の規定によりその氏名又は名称及び住所が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百八十条ノ三十五第三項後段の規定により新株予約権原簿に記載又は記録がされた質権者とみなす。

(新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百十五条 発行者は、第九十八条第一項前段に規定する場合には、商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、同条第一項後段の決議をした旨、消却されるべき振替新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該振替新株予約権について第九十八条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、振替新株予約権の消却は、第九十八条第四項第一号イの

にその効力を生ずる。

(新株予約権の行使に関する会社法の特例)

第百八十八条 振替新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならない。

(合併等に関する会社法の特例)

第百八十九条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第百六十七条第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。

3 振替新株予約権の発行者が合併(合併により当該発行者が消滅する場合に限る。)、

吸収分割(会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。)、新設分割(同法第七百六十二条第十号に規定する場合に限る。)、株式交換(同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。)、又は株式移転(同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。)(をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為(以下この条において「合併等」という。)(がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第百七十一条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。)

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(特別口座を除く。)(を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(特別口座を除く。)(を定めなければならない。

(適用除外)

第百九十条 振替新株予約権については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項並びに第二百七十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権を行使する加入者は、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権について第百九十七条第一項の抹消の申請をしなければならない。

(適用除外)

第二百十七条 振替新株予約権については、商法第二百八十条ノ三十一第二項及び第二百八十条ノ三十五の規定は、適用しない。

第五節 雑則

第九十一条 第六十六条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第九号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 (略)

第九章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第九十二条 新株予約権付社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権付社債(当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの)に限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるものを除く。()の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権付社債」という。) についての権利(第二百五条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 (略)

(新株予約権付社債券の不発行)

第九十三条 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(会社法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。 以下同じ。)を発行することができるがでない。

2 振替新株予約権付社債を有する者(以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。)は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権付社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求するこ

第五節 雑則

(振替新株予約権の内容の公示)

第二十八條 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

- 一 第九十五条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項
- 二 第二十一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 (略)

第十章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第二十九條 新株予約権付社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権付社債(当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの)に限る。()の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権付社債」という。) についての権利(第二百三十三條に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 (略)

(新株予約権付社債券の不発行)

第三十條 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券をいう。 以下同じ。)を発行することができるがでない。

2 振替新株予約権付社債を有する者(以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。)は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株予約権付社債であつた新株予約権付社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付

とができる。

3 前項の新株予約権付社債券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百九十四条 (略)

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 (略)

二 発行者の商号及び振替新株予約権付社債の種類(振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。以下この章において「銘柄」という。)

三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

五・六 (略)

4 5 6 (略)

(振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続)

第百九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権付社債の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権付社債の数(次号に掲げるものを除く。)

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数

社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百二十一条 (略)

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 (略)

二 発行者の商号、振替新株予約権付社債の種類、担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足る事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨(以下この章において「銘柄」という。)

三 (略)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

五・六 (略)

4 5 6 (略)

(振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続)

第百二十二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第三百四十一条第三項第三号の払込期日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込期日における払込みに係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第百四十三条第三項に規定する口座

四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替新株予約権付社債の数

六 前号の振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第九十六号 会社が特定の銘柄の振替新株予約権付社債を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された振替新株予約権付社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合）にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条にお

五 当該振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 (略)

いて「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者（質権者があるときは、その質権の目的である振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権付社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（振替手続）

第百九十七条 （略）

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

（振替手続）

第百二十三条 （略）

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 (略)

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数(以下この条において「振替数」という。)のうち当該振替新株予約権付社債権者ことの数

四 (略)

五 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち振替新株予約権付社債権者ことの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の振替新株予約権付社債権者ことの数(以下「振替数」という。)の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄(機関口座にあつては、第九十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の振替新株予約権付社債権者ことの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第二十二一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)かの別

三 (略)

四 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第一号の規定により示された欄における同項第一号の数(以下この条において「振替数」という。)についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄(機関口座にあつては、第二十二一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開

設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5| 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 三 (略)

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 (略)

6| (略)

7| 第四項第五号又は第五項第五号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 (略)

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8| 前項の規定は、同項第三号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替手続等に関する特例)

第九十八条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2| 特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る第九十五条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権付社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条に

設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5| 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

6| (略)

7| 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 (略)

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8| 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。